

いわて家事・育児シェア普及推進業務

企画提案書作成要領

令和7年4月
岩手県

この「企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわて家事・育児シェア普及推進業務」（以下「本業務」という。）に関し、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が企画提案書等を作成するために必要な事項を定めるものである。

参加者は、資料1「企画コンペ実施要領」を確認のうえ、本作成要領により必要な書類を提出するものとする。

1 企画提案書

参加者は、資料2「いわて家事・育児シェア普及推進業務委託仕様書」の内容を踏まえ、次に掲げる書類を提出するものとする。

なお、企画提案書はA4判サイズで作成すること。

(1) 【様式2】「企画提案書の提出について」

(2) 次の事項を記載した企画書（様式任意）

ア 業務企画書

企画の全体イメージや具体的な実施方法・流れ、各業務（家事・育児シェアに関するWEBサイトの周知及び利用奨励、チラシ等の啓発素材の制作、家事・育児シェア普及推進キャンペーンの実施、自由提案）の企画詳細等を記載

イ 業務スケジュール

ウ 業務の実施体制

委託業務を確実に実施・履行するための組織体制（業務分担、担当者名等）を記載

2 費用積算内訳書

(1) 本業務の実施に要する費用について、資料2「いわて家事・育児シェア普及推進業務委託仕様書」4に記載する(1)から(3)までの業務ごとに、内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書（任意様式）を提出すること。

(2) 費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の110分の100に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

(3) 費用積算内訳書は、企画提案書とは別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、岩手県知事 達増拓也あてに、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載のうえ提出すること。

(4) 費用積算内訳書の見積単価・数量の妥当性、企画提案内容との整合性等について審査項目の一つとしており、配点されること。

3 企画提案書等の提出部数

企画提案書	6部（正本1部、副本5部）
費用積算内訳書	6部（正本1部、副本5部）

4 その他留意事項

- (1) 提案は全て、企画提案書に記載すること。
- (2) 提案は1者につき1提案とし、提出後の変更・加筆等は一切認めないこと。
- (3) 提案に当たっては、原則として1に定める様式によるものとするが、様式中の項目が全て記載されていることを前提として、これによらないものを提出することも認める。